賃上げ加速化緊急支援金交付要綱

（趣旨）

第１条　知事は、物価高騰などの影響により経営環境が厳しさを増す県内中小企業事業者等の賃上げを促進するため、労働者の賃金を一定額以上引き上げた中小企業事業者等に対し、予算の範囲内で支援金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和３８年山梨県規則第２５号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

（１）事業者　県内に本社若しくは主たる事業所を有する中小企業者等をいい、その範囲については別に定める。

（２）賃金　最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号。以下「最賃法」という。）第２条第３号に定める賃金とし、「時間当たりの賃金」の算定は、最賃法第４条第３項、第４項及び最賃法施行規則（昭和３４年労働省令第１６号）第２条の規定を適用する。

（支給要件及び支給額）

第３条　支援金の交付を受けようとする者（以下「支給対象事業者」という。）は、別に定める期間に、対象労働者の時間当たりの賃金を１，１１３円以上とし、かつ５０円以上引き上げるとともに、引上げ後の賃金を６箇月継続して支払うこと。

２　支援金の支給額は、次の各号に掲げる額のうち、いずれか低い額とする。

（１）別表に定める区分ごとの引上げ額に応じ、それぞれの区分の引上げ労働者数に一人当たり単価を乗じて得た額の合計額

（２）引上げ労働者数が最も多い区分の上限額（当該区分が二以上ある場合にあっては、そのうち引上げ額が最も大きい区分の上限額）

（支援金の申請等）

第４条　支給対象事業者は、支援金交付申請書（様式第１号）に必要な書類を添付して、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

２　申請は１事業者につき、１回限りとする。

（支援金の交付の決定）

第５条　知事は、第４条の規定による支援金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めたときは速やかに交付の決定を行い、様式第２号による支

援金交付決定通知書を申請事業者に送付するものとする。

２　知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付すことができるものとする。

３　予算上限に達した場合には、第３条第２項の規定により算定した支援金の額に満たない額で交付決定する場合がある。

（支援金の交付の条件）

第６条　支援金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）支給対象事業者は、支援事業の内容を変更しようとするときは、支援金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第３号）に必要な書類を添付して知事に提出すること。ただし、交付決定を受けた支援金の額の増額を伴わない変更で、支援事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更の場合は、この限りでない。

（２）支給対象事業者は、支援事業を中止し、又は廃止しようとするときは、支援金変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出すること。

（３）知事は前２号の申請を認める場合は、賃上げ加速化緊急支援金事業計画変更（中止・廃止）承認通知書（様式第４号）により、支給対象事業者に通知するものとする。

（４）支給対象事業者は、支援事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は支援事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（申請の取下げ）

第７条　支給対象事業者は、当該申請を取り下げようとするときは、第５条第１項の規定による通知を受領した日から１０日以内に賃上げ加速化緊急支援金取下げ申請書（様式第５号）を知事に提出しなければならない。

（指示及び検査）

第８条　知事は、支給対象事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（交付決定の取消等）

第９条　知事は、第６条第２号の支援事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合は、第５条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

（１）支給対象事業者が法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

（２）支給対象事業者が支援事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

（３）支給対象事業者が交付の決定後生じた事情の変更等により、支援事業の全部又は一部

を継続する必要がなくなった場合

（４）支給対象事業者が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

（５）以下のいずれかの事実が認められた場合

イ　当該事業所の労働者を解雇した場合（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合を除く。）

ロ　その者の非違によることなく勧奨を受けて又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行い、労働者が退職した場合

ハ　当該事業所の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合

ニ　所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）を内容とする労働契約の変更を行い、月当たりの賃金額を引き下げた場合

（実績報告）

第１０条　支給対象事業者は、別に定める日までに、支援金実績報告書（様式第６号）に必要な書類を添付して知事に提出しなければならない。

２　支援事業が完了しない場合において支援金の決定に係る県の会計年度が終了したときは、支給対象事業者は、交付決定をした年度の翌年度の４月１０日までに当該年度に係る実績報告書（様式第６号）に必要関係書類を添付して知事に提出しなければならない。

（支援金の額の確定）

第１１条　知事は、支援事業の完了又は廃止に係る支援事業の実績報告を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地検査により、その報告に係る支援事業の成果が支援金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、支援金の額を確定し、支援金交付額の確定通知書（様式第７号）により支給対象事業者に通知するものとする。

（支援金の交付方法）

第１２条　知事は、前条の規定により交付すべき支援金の額を確定したのち、支援金実績報告書に指定のある口座に支払うものとする。

（帳簿の備付等）

第１３条　支援金の交付対象となった賃上げの事実を証するすべての関係書類は、支援事業終了の年度の翌年度から起算して５年間、整備保管しておかなければならない。

（雑則）

第１４条　規則及びこの要綱に定めるもののほか、本支援金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和８年１０月２３日から施行する。

２　この要綱は、令和１０年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された支援金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表　支給区分表

区分	引上げ額	正規雇用労働者 １人当たり	非正規雇用労働者 １人当たり	上限額
A	50～64 円	40,000 円	20,000 円	400,000 円
B	65～74 円	50,000 円	30,000 円	500,000 円
C	75～99 円	60,000 円	40,000 円	800,000 円
D	100 円～	70,000 円	50,000 円	1,000,000 円